



視覚障害者の新しい生活様式についての 一考察

—長崎新聞のインタビューから見えてきたこと—

木下 一雄

(長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科 専任講師)

/コミュニティ福祉学科2004年卒業)

2020年2月頃よりコロナ禍が発生し、今までの日常生活において当り前に行ってきた振る舞いをするのが困難となり、従来の生活様式が大幅に見直されることになった。特に視覚障害者の方々にとって目が見えない日々の中で、どのように密を避け、人との関わりを最小限に努めていくといった新しい生活様式について、どのように向きあっていったらよいかを長崎新聞の記者の方からのインタビューを通じて真剣に考えることになった。

I.はじめに (研究の概要)

まず、視覚障害者の権利に関わる法律としては、以下のようなものがある。1949年の身体障害者福祉法に始まり、2000年以降に福祉制度改革が推進されて、2002年身体障害者補助犬法、2006年バリアフリー新法、2011年障害者基本法が成立し、2013年に障害者総合支援法、その後日本はようやく2014年に障害者権利条約を批准し、世界で141番目の締約国となった。この条約では、障害者の人権及び基本的自由の保障、個人の尊重を目的とし、締約国が講ずべき様々な施策が定められている。その後立て続けに2016年障害者差別解消法、障害者雇用促進法が成立した。

しかし、このコロナ禍の状況の中で、新しい生活様式の中に視覚障害者に配慮した考えがあったとは思わず、視覚障害を抱えている人たちは社会生活の中断を余儀なくされているのである。本来の法律のあるべき姿としたのは、Nothing us without us. (私たち抜きに私たちのことを決めるな)」や障害者に対するあら

ゆる差別の禁止など、障害者権利条約の理念を生活の隅々にまで行き渡らせる努力が必要となってくる。

そのため、視覚障害者が尊厳をもって生活できるように、法制度を整備するよう運動を行うことが求められる。私自身の視覚障害者の現状について、「現状を教えてほしい」といった新聞記者のインタビューをきっかけとし、6月5日に社会面に掲載された長崎新聞の〈いまを生きる 長崎コロナ禍〉生きづらさ抱える視覚障害者の新しい生活様式、感染防止の取り組み「壁」についての特集をもとにして、その本来の法律の理念や意義に立ち返って、もう一度コロナ禍における視覚障害者の方々の新しい生活様式を考えていく必要があるのではないかということで、視覚障害者の現状と課題について考察していくことにした。

Ⅱ. 視覚障害者について

1. 視覚障害の定義

わが国では、身体障害者福祉法に基づき1級から6級の障害認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けた者を視覚障害者としている。現在、身体障害者手帳を所持している視覚障害者は、31万2千人とされている。

2016年の厚生労働省の調査では1級の視覚障害者は38.1%になる。仮に身体障害者手帳1級の者を全盲だとすると、それ以外の等級は約61.9%であるため全盲者は少ない。さらに、視覚障害者の中では、身体障害者手帳に該当せずとも見えづらさを感じている者も多い。先述したように日本眼科会の調査結果では、アメリカの視覚障害の基準である良い方の目の視力が0.5未満の者は、わが国には164万人はいると推計している。さらに、片眼や眼球使用困難者、羞明、色覚障害などを有している者も存在している。

現在、視覚障害者の方々の高齢化が進行しており、68.9%が65歳以上である。他の身体障害者も同様に60%代後半から70%代後半である。また視覚障害は情報障害とも言われており、そのため中途視覚障害者に対する情報保障が重要な課題となってくる。視覚障害者がどのような自立生活を送っているかを知り、現に存在するリハビリテーションや支援策などの福祉制度、相談機関での相談業務など確実に提供することが必要不可欠である。

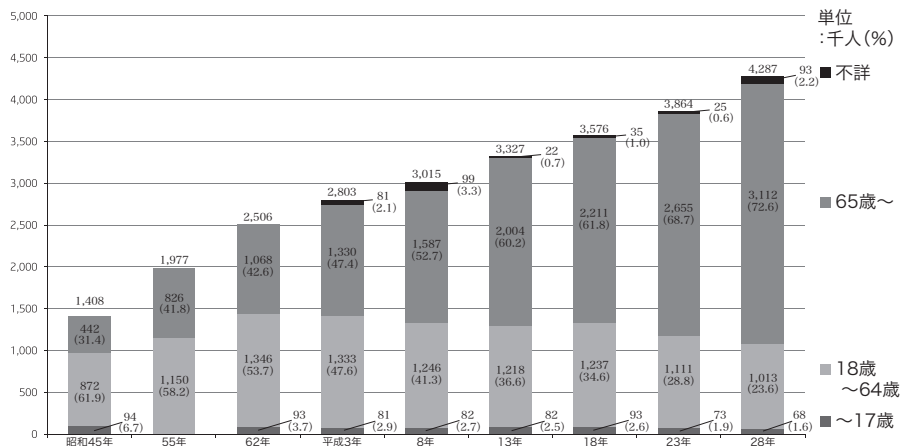
2. 視覚障害者の数

少し前のデータになるが、平成18年度身体障害者実態調査（厚生労働省）によれば、全国の18歳以上の、身体障害者（在宅）の総数は348万3千人と推計されており、その内訳は視覚障害者、31万人となっている。

身体障害者全体に占める65歳以上の割合は63.5%、視覚障害者の場合は、60.0%がそれに当たります。また、障害を等級別にみると、視覚障害者のうち19

万2千人（62%）が、1・2級の重度障害者であり、さらに視覚障害に他の障害を併せ持った重複障害者は、視覚障害+肢体不自由3万2千人（10.3%）、視覚障害+聴覚障害、2万2千人（7.1%）、視覚障害+内部障害、1万5千人（4.8%）と報告されている。視覚障害者の数は年々減少傾向にあるといわれている一方で、このように、高齢化、重度化、重複化の動きが顕著にみられる傾向にある。

図表1：年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））



注1：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年・28年）

このコロナ禍の状況の中で、人々がステイホームを続けてきて人と触れ合えない時間が増えてきた。従来の「ソーシャルディスタンス・マスク・手洗い」の3原則を繰り返したが、視覚に障害がある方々は、介助、援助支援など複数の関係者の支援が必要となる。そのため、コロナウイルスが持ち込まれば当事者はもちろん、当事者を介して他の人々に対する感染が拡大するおそれがある。

視覚障害者を支援する『視覚障害者支援協会・ひかりの森』理事長の松田和子氏によると、当事者は糖尿病などの合併症や緑内障など目の病気の進行により、途中で視覚障害を負ったケースがほとんどであり、日常生活において生活訓練や通院は欠かせないとのことである。

Ⅲ. いまを生きる 長崎コロナ禍の今

不安に押しつぶされそうな日々が続いており、日に日に感染が拡大している新型コロナウイルスという未知への恐怖は、人々の相互不信を招き、分断を生みか

ねない状況にまで至ってしまっている。新型コロナウイルスの感染拡大で経済的に困窮したり、自宅にいる時間が増え、精神的なストレスによって虐待リスクが高まることが懸念されている。

新型コロナウイルスの感染拡大で、マスク着用や人と人との距離の確保など「新しい生活様式」が求められている。日常生活のさまざまな場面でサポートを必要とする視覚障害者たちはどのような状況に置かれているのか。長崎新聞の調査によると、長崎県内で暮らしている視覚障害者数は約5,400人程いる。その当事者の方々の声を聞いたところ、障害の程度に応じて、家事援助などの居宅介護サービスや、同行援護などの障害福祉サービスを受けているとのことであった。

長崎県S市で鍼灸院を営む全盲のM氏曰く、「新しい生活様式は、障害者のことを全く考えてない」と強い口調で語ったとのこと。新型コロナをきっかけに視覚障害者を取り巻く環境はさらに支援の手が届きにくい状況になったのではないかと長崎新聞の記者に答えている。

例えば、3密を避けるため、スーパーなどの床に間隔テープが貼られていたり、飛沫防止のシートも店員の声が聞こえづらい上、目視で確認することもできず、さらに金銭のやり取りそのものが電子決済を中心とする店が多くなるにつれ、操作の方法がわかりづらい等の問題が発生するようになった。

視覚障害者は、外出時に移動の手引きなどをしてもらう同行援護を利用することが多いが、視覚に障害があるために、ソーシャルディスタンスを取ることが困難であり、感染防止で推奨される取り組みの多くが、視覚障害者にとって大きな障壁となっているのである。

またS市に住む弱視の高齢女性は困りごとがあることが私たちにとっての日常であり、さらにこの状況が追い打ちをかけていると語っている。高齢女性曰く、「健常者は自分たちの生活が大変になり、余裕がなくなり視覚障害者の人々の困難さに鈍感になってしまっているのではないか」とのことだった。

筆者である私は、長崎新聞のインタビューに対してこのように答えている。「いかにコロナと共存共栄していくかが求められており、視覚障害者の方々の声にしっかり耳を傾け、しっかり政策に反映していくことが不可欠である」と伝えた。今この世の中は健常者（障害のない）の人々が生活することを前提として、法律や制度、政策が成立しており、地域社会が形成されている。その上このような未知のウイルスに対する思考方法を持ち合わせていない。そのためウイルスに対する想像力が欠如し、自分たちの目先の不安を解消することに終始し、視覚障害者の人々に寄り添うことができなくなっていると考える。それは、これから目指していく、共生社会の実現に向けて乗り越えなければならない障壁であるのではないだろうか。

IV. 私たちは不安な社会を生きている

2010年6月に実施された内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると、日頃の生活の中で悩みや不安を感じている人が7割を占めている。その悩みや不安の内訳の上位は、「老後の生活設計について」(52.4%)、「自分の健康について」(49.2%)、「家族の健康について」(42.6%)、「今後の収入や資産の見通しについて」(39.7%)であった。

未来に対して、漠然とした不安を抱えながら現在を生きていかざるをえないこの時代について、ライフコース全般にわたって、「不安な未来が現実となることを回避しようとする配慮」に対する関心が高まっており、平凡に日常の中に不確実なリスクが孕んでいることが認識し始められてきた。

多くの人々が、健康不安を抱えながら、この現代社会を生きている。「健康」といった状態があたかも目指さなければならないことになっていたり、健康でない状態は生きていく上での不安要素に他ならないといった認識になってきている。健康でなくなる状態をいかに回避することが求められ、そのために何らかの行動をとることが社会規範になってきているよう感じる。その社会規範から逸脱すれば、叱責されることになり、つねに善と悪を意識しながら、生活することになるのである。病気と健康は対立的に存在するものではない。つまりリスクを回避しようとしてなされる選択には、常に不確実性が内包されており、完全なリスク回避は不可能なのである。

健康に代表されるような、不安とそれに対する正しい配慮を善とする規範があまりに広がっていく社会を基準としていくというのであれば、それは不安と欲望が表裏一体となって増幅していく社会を意味する。

近年、「ひきこもり」や「ワーキングプア」、また「孤族」なる語がマスメディアに登場し、時代の雰囲気を取り取ってきた。国民生活に関する世論調査で、悩みや不安を感じている多くの人々がその内容として選んでいたのが健康を除くと老後の生活設計についてや今後の収入や資産の見通しについてであった。

この結果は主として、経済的不安や雇用不安を意味するものであるが、「私はいったい何のために生きてきているのか」、「私はいったい何者なのか」といった存在論的不安につながるかもしれないし、「世の中がおかしくなっている」、「人を思いやり助け合う気持ちが無くなってきている」などといった道徳的不安につながるっていく可能性もあり、孤独に対する不安などさまざまな不安が連鎖していると考えられる。

未来に対する漠然とした不安だけでなく、先の将来における老後にまで至っているのである。

同様のケースは先進諸国のデータからも見て取れるのである。ファーロンクとカートメルによる「若者と社会変容」において、「後期近代の生活は、心地悪

さや不安といった主観的意識を内包している」と彼らは述べており、学校教育や労働市場、家族との関係、余暇の過ごし方、アイデンティティーの危惧などについて具体的に議論を展開している。

その際にリスクの個人化という言葉で、さまざまな状況を説明しようとしている。個人化とは、生き方の自由を意味する可能性もあるが、そこには常に「個人的説明責任」や「個人的達成の価値」を伴って自己の責任が負わされることになる。

このような事態がリスクと不安の感覚を強めている。自分で探す部分を新たに切り開くべきとされている領域と考えられており、そうした不確実性が確実に増加してきている。未来のことは誰にもわからず、自分自身で不確実性に立ち向かっていかなければならないといった「善」も不安やストレスとなっている要素がある。

V.このあいまいな不安と不確実性を抱えながら生きていく

ギデンズはライフ・ポリティクスに深くかかわる時代であると言い、「この私」にとって個人的でローカルな文脈において未来が絶えず現代に引き込まれ、結果としてグローバルな社会的影響の一部を形成していると説明している。それは、この世の中のあり方であったり、ライフスタイル、人間関係、労働、教育、家庭、といったあらゆる生活局面についての議論が含まれているのである。

またヤングは後期近代社会について「包摂型社会」から「排除型社会」への移行として説明し、それは同化と結合を基調とする社会から、分離と排除を基調とする社会への移行であり、「これまでの確信と価値に支えられた世界が、リスクと論的にも不安定な世界へ置き換えられ」、「それまで安全圏にいたと思っていた人々も、不安定性の感覚に悩まされるようになった」と述べている。

さらバウマンは、著書「リキッド・モダニティ」において、「深刻な不確実性は、個人生活のあらゆる断面、例えば生活費の獲得や恋愛・交友関係、職業的・文化的アイデンティティ、公共の場における自己表現や健康・体力、価値の追求やその手段に浸透している」と述べている。

これはギデンズのいうところの「再帰的近代化」とも関連する。ギデンズによる近代社会そのものが再帰的なものとなってきたという指摘に従うなら、リスク社会とは近代社会システムの必然であるとの見方も可能であるということに他ならないのである。つまり、私たちは漠然とした不安を抱えながら生きていかざるを得ないのである。

1. 不確実性

未来に対して、漠然とした不安を抱えながら現在を生きていかざるをえない

この時代について、ライフコース全般にわたって、「不安な未来が現実となることを回避しようとする配慮」に対する関心が高まっており、平凡に日常の中に不確実なリスクが孕んでいることを意識しながら生きていかなければならないことが求められており、不確実性を受け入れていくための覚悟が求められている。

2. 健康化社会

多くの人々が、健康不安を抱えながら、この現代社会を生きており、健康でなくなる状態をいかに回避することが求められ、そのために何らかの行動をとることが社会規範になってきている。健康である状態を求め続ける健康化社会を目指すことが自明になってきているのである。何かするための手段ではなく、健康な身体を求め続けることが要求されている健康化社会になってきており、健康といった状態があたかも目指さなければならないことになっており、健康でない状態は生きていく上での不安要素に他ならないといった認識になってきている。

3. リスクの個人化

現代においては、リスクの個人化（生き方の自由を意味する可能性もある）が進行し、そこには常に「個人的説明責任」や「個人的達成の価値」を伴って自己の責任が負わされることになってきている。未来のことは誰にもわからず、自分自身で不確実性に立ち向かっていかなければならないといった要素が増し、確実にリスクと不安の感覚が強められてきており、生きづらい社会になってきている。

VI. まとめ

地域で生活している視覚障害者は、移動や外出、文字処理、情報収集や発信、社会参加など、社会生活上の多くの困難や受障をしたことに対する精神的な課題を抱えており、しかし、そのことを現状において早急に解決していくことは困難であり、文中で述べた不確実性を受け入れていくための覚悟が求められており、私たちは漠然とした不安を抱えながら生きていかざるを得ないのである。その上で、それを解決したいと願い続けていく思いや法制度、支援体制の構築は同時並行的に推進していかなければならない。

就労や進学への支援、移動することに支障が出てくる等、現状の日常生活において支障をきたすようであれば具体的な対策が急務になる。

アメリカの社会学者リッツァは、社会が高度に合理化を希求した結果、非合理的な状況が生じてしまう現象のことをマクドナルド社のシステムになぞられること

として、「マクドナルド化」と言った。効率性、計算可能性、予測可能性、制御の4側面から整理し、「いつでも、どこでも、同じ味のハンバーガーを食べることができる」現象が他の生活場面にも共通するようになってきたのである。

多様性を受け入れていく社会を目指していると言っておきながら、一方で優性思想のような偏見や排除の理論の上に成立したコロナ差別も全国各地で起こっていた。

芸能人に対して不特定多数によるSNS上での誹謗中傷をくり返すといった、偏った善（正義）を振りかざす人々が増えてきた中で、視覚障害者を考慮しない新しい生活様式が形成されるに至ったのではないかと思えてならない。このような画一的な考え方の根底に、社会の「マクドナルド化」が一層進んできているのではないかと危惧している。

各地の視覚障害者をとりまく環境は、医療機関や訓練施設の配置状況、地形や交通網など地域特性がある。その課題と解決策を考え、様々な状況に対応出来るよう、複数の支援モデルを策定していくことが必要となるのであり、早急に関係機関同士の連携や相互の情報提供を強化し、また、相談支援事業所や医療ソーシャルワーカーを積極的に活用し、ケースを通じた連携によって視覚障害者支援の輪を広げていくことも今後の活動において重要になってくる。

さらに、社会資源がないことや連携がとれていないことを課題として取り上げ、地域において、どれだけの支援を必要としているかについて具体的にアセスメントを行い、その結果をきちんとフィードバックすることなどを通して、適切な支援につなげられるようになることが大切である。今こそ、給付金といった目に見える対策だけではなく、目に見えない視覚障害者の抱えている生活実態に即した当事者目線に立ったソーシャルワークが求められているのではないだろうか。

参考文献

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全
国在宅障害児・者等実態調査）結果」2018年（平成30年）。

URL<http://www.yoihari.net/guidehelp/ens.htm>

社会福祉法人日本盲人会連合「読み書きが困難な弱視（ロービジョン）者の支援の在り方
に関する調査研究事業」2016年（平成28年）。

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170327-jimu/>

<いまを生きる 長崎コロナ禍> 生きづらさ抱える視覚障害者 新しい生活様式、感染
防止の取り組み「壁」に 株式会社長崎新聞社 2020.6.5 掲載。

『いのちとライフコースの社会学』19章健康化社会と不安 柄本三代子著 弘文堂 2011
[社会学のポテンシャル2] ライフコースの社会学 嶋崎尚子 学文社 2008。

厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者が日常生活を送る上で必要
な支援に関する調査研究」社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 2017。